

立川市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理 由

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年立川市議案第 121 号）の提出による。

立川市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（配偶者同行休業の承認の取消事由） 第7条 法第26条の6第6項に規定する条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。 (1) ……略…… (2) 配偶者同行休業をしている職員が立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（<u>令和元年立川市条例第 号</u>）第16条に規定する産前産後休暇により就業しなくなったこと。 (3) ……略……	（配偶者同行休業の承認の取消事由） 第7条 法第26条の6第6項に規定する条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。 (1) ……略…… (2) 配偶者同行休業をしている職員が立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（<u>昭和35年立川市条例第27号</u>）別表第2に定める産前産後休暇により就業しなくなったこと。 (3) ……略……

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。